

お知らせ 「健康保険制度」改正

高齢化により医療や介護など社会保障にかかる負担が増大しており、政府は高齢者でも所得に応じて自己負担を増やすなど、負担のあり方を「年齢別」から「負担能力別」に変える方向で社会保障制度の見直しを進めています。

健康保険についても家計の負担に影響するものがありますので、この機会に確認しておきましょう。

平成26年4月から
新しく70歳になる人から
窓口負担が2割に

70歳から74歳の人の窓口負担は、平成26年4月以降に70歳になる人から2割に引き上げられます。法律上は平成20年4月から2割に引き上げられていましたが、今回、70歳になった人から段階的に適用されることになりました。

ただし、4月までにすでに70歳に達している人（生年月日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの人）については、軽減特例措置の対象となるため1割負担のまま変わりません。

平成26年4月から
産前・産後休業中の
保険料が免除に

次世代育児支援の観点から、産前・産後休業中の保



険料（事業主負担分と被保険者負担分）が免除されます。育児休業期間中の社会保険料はすでに免除されていますので、同様の配慮が産休中にも講じられることとなります。

また、産休が終了し再度勤務を始めた際に報酬が低下した場合には、産休終了後の3カ月間の報酬を基準標準報酬月額が改定され、保険料は報酬実態に見合った負担水準に抑えられます。

平成27年1月から
高額療養費の
自己負担限度額が見直しに

健康保険では医療費が高額になったときのために、所得に応じて自己負担限度額が定められています（高額療養費）。この自己負担限度額をより負担能力に合わせたものとするために、所得の区分がこれまでの3段階から5段階に細分化され、所得が多い人は負担が重くなり、少ない人は負担が軽減されるように、所得区分と自己負担限度額が見直されます。

70歳以上75歳未満の人の自己負担割合		
	平成25年度まで	平成26年度から
一般	1割	昭和19年4月1日以前生まれの人 1割
低所得者Ⅰ	1割	昭和19年4月2日以降生まれの人 2割
低所得者Ⅱ	1割	70歳の誕生日の翌月(4月1日生まれの人はその月)から 2割
現役並み所得者	1割	3割 (標準報酬月額28万円以上)

産休・育休に関する保険料免除			
就業	産前・産後休業中	育児休業中	復帰後
保険料負担	産前6週間 産後8週間 保険料免除	保険料免除	保険料負担

産前・産後休業中の保険料が新しく免除に

実態に合った負担にするために標準報酬月額を改定

平成28年10月～

そのほかの制度改正

パート・アルバイトに 社会保険が適用拡大

働き方にかかわらず安心して生活できる社会にするために、パート・アルバイトなど、いわゆる「非正規労働者」について勤務時間など社会保険の加入基準が緩和されます。対象者は約25万人と見込まれています。

具体的な影響は働き方や家族の状況で異なります。国民健康保険に加入していた人は事業所が保険料の一部を負担するため、本人の保険料は軽減されます。被扶養者だった人は被保険者となることで保険料を負担することになりますが、健保組合に加入することで傷病手当て、出産手当てを受けられるようになります。

社会保険(年金・健康保険)の対象となる基準

現在

- 週30時間以上勤務する人

平成28年10月～

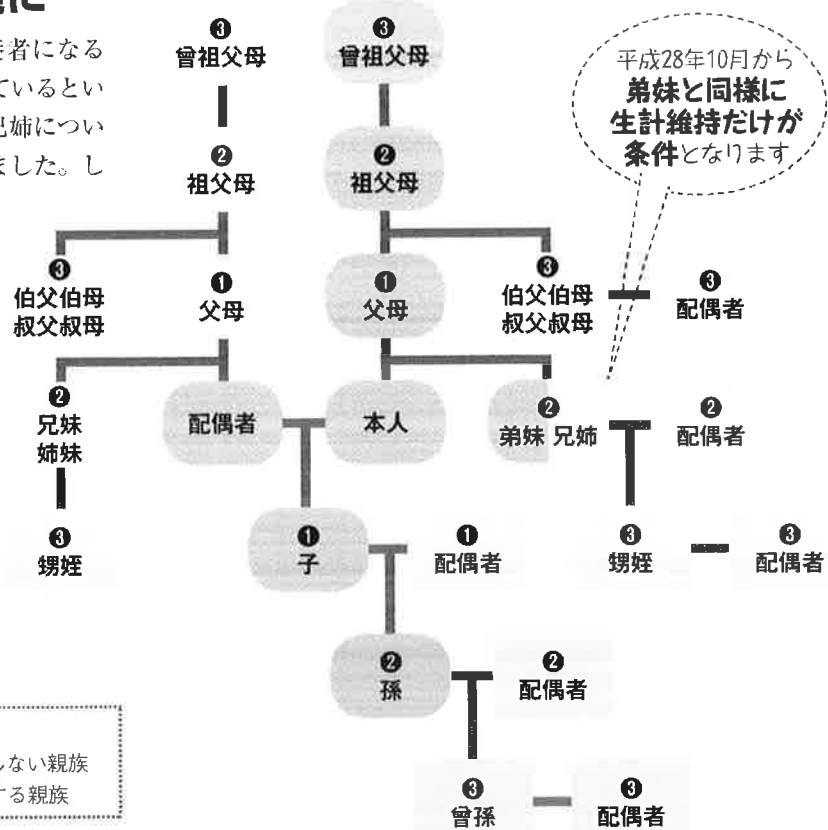
- 週20時間以上勤務する人
 - 月額賃金8.8万円以上の人(年収106万円以上)
 - 勤務期間1年以上が見込まれる人
- ※従業員501人以上の企業が対象で、学生は適用除外

兄弟の被扶養者の 「同居」条件が撤廃に

被保険者の兄弟姉妹が被扶養者になる場合、被保険者の取手で生活しているという「生計維持」の条件のほか、兄弟については「同居」が条件となっていました。しかし、昨今の経済および生活実態を踏まえ、この「同居」条件が撤廃されることとなります。

平成28年10月以降は兄弟姉妹の区別なく、「生計維持」条件のみが、被扶養者になるかどうかの判断材料となります。

被扶養者として認定される範囲



数字は親等数

●は「同一世帯」の要件を要しない親族

○は「同一世帯」の要件を要する親族

医療は
限りある
資源です

適正受診にご協力を

日本は保険証さえあればいつでもどこでも医療を受けられる、フリーアクセスの恵まれた国といわれています。しかし、高齢化による医療費の増加で、医療保険制度を支える現役世代の負担が増大しています。フリーアクセスを維持し、国民皆保険制度を守るためには、医療を限りある社会資源としてとらえることが大切です。今後も必要な人が必要となときに医療が受けられるよう、自制的効いた「適正受診」の意識が不可欠といえるでしょう。

〈適正受診の5大ポイント〉

かかりつけ医をつくる

薬のもらいすぎに注意する

同じ病気で複数の医療機関にかからない

できるだけ時間外受診は控える

ジェネリック医薬品を使用する